

## 健康保険法等の一部改正について(お知らせ)

平成28年10月1日に健康保険法等の一部が改正されましたので下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 被扶養者認定における「兄弟」の同居要件の廃止

被保険者の「兄弟」を被扶養者として認定する要件について、現行の同居要件が廃止され、別居であっても主として被保険者の収入により生計を維持しており、\*収入要件を満たしている場合は扶養認定できるようになります。

\* 収入要件 … 年間収入が130万円未満(60歳以上または障害年金受給者は180万円以上)であり、かつ被保険者の年間収入の2分の1未満であること

#### 被保険者資格取得の基準の明確化

被保険者の資格取得の基準が以下のとおり改正されます。

| 現 行   | 平成28年10月1日以降                       |
|---|------------------------------------|
| 1日または1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の <u>おおむね</u> 4分の3以上<br>(上記基準に該当しない場合であっても就労形態や勤務内容等から総合的に勘案し認められる場合は被保険者となる) | 1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上 |

\* 施行日(平成28年10月1日)より前から被保険者である方につきましては、改正後の基準を満たしていなくても、法施行日以降も引き続き同じ事業所に雇用されている間は被保険者となります。

## 短時間労働者の社会保険の適用拡大

パート・アルバイトなどの非正規雇用者の社会保険の適用基準が見直され、範囲が拡大されます。

1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3未満の方で、次の5つの要件をすべて満たしている場合は、「短時間労働者」として、健康保険・厚生年金保険の被保険者となりますので、資格取得届を提出していただくことになります。

### 【短時間労働者の要件】

(1) 週の所定労働時間が20時間以上あること

(2) 雇用期間が1年以上見込まれること

※ 雇用期間が1年未満であっても、次の①及び②のいずれかに該当するときは、継続して1年以上使用されることが見込まれることとなります。

① 就業規則、雇用契約書等で、その契約が更新される旨または更新される可能性がある旨が明示されている場合

② 同一の事業所において同様の雇用契約に基づき使用されている方が、更新等により1年以上使用された実績がある場合

(3) 賃金の月額が88,000円以上であること

※ この場合の「月額88,000円」には、次の①～③は含みません。

① 臨時に支払われる賃金及び1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)

② 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金

③ 最低賃金法において算入しないことを定める賃金(通勤手当、精皆勤手当、家族手当)

\* ただし、資格取得届や算定基礎届等の届出の際の「報酬月額」については、①～③(①の臨時に支払われる賃金及び年3回以下の賞与を除く)の賃金も含んで届出をしていただくことになります。

(4) 学生でないこと

※ 学生であっても、次の①～③のいずれかに該当される方は、被保険者となります。

① 卒業見込証明書を有する方で、卒業前に就職し、卒業後も引き続き同じ事業所に勤務する予定の方

② 休学中の方

③ 大学の夜間学部や高等学校の夜間等の定時制の課程の方

(5) 特定適用事業所に勤務していること

※ 特定適用事業所とは、同一事業主(法人番号が同一)の事業所の被保険者数(短時間労働者を除く)の合計が1年で6ヵ月以上、500人を超えることが見込まれる事業所が該当します。

\* この改正により、現在被扶養者である方が、勤務先で被保険者となる場合は、被扶養者に該当しなくなりますので、「被扶養者(異動)届」に保険証を添付し被扶養者抹消の手続きをしていただきますようお願いいたします。

大阪府電設工業健康保険組合 業務課

電 話 06-6385-2851

FAX 06-6389-5735